

報告

大学入試一般選抜における出願プロセスの日中比較

—自己採点制度を中心に—

Comparison of the application process for the university admission between China and Japan : Focusing on self-scoring system

周 睿嫻¹

Ruixian Zhou¹

¹東北大学

¹Tohoku University

本研究では中国と日本の大学入試における出願プロセスについて、歴史的な視点から制度を比較した。中国の一般選抜における出願方式は、「順序志願」から「平行志願」へと転換し、出願時期も高考の受験前から、受験後に自己採点を基に出願する方式を経た後、現在のように高考の成績が通知された後に出願する方式へと変化している。中国では「成績」と「進路志望」とのバランスをとって大学入試制度を構築することに苦慮している。受験者数が多い割に受験機会の少ない中国では、成績を選抜の第一要因とする「平行志願」と成績通知後に出願する「タイプ C」の組み合わせが機会的な公平性を最大限にするやり方だと考えられている。一方、日本では歴史的に受験機会の複数化の改革が行われてきた。「偏差値重視」の進学をできる限り避けるべきと考える傾向が根強く存在し、「入れる大学」より「学びたい大学」という志望決定が期待されてきた。共通テストを用いた選抜における「自己採点制度」は、公式には昭和1979年度から昭和1986年度までの共通1次時代にのみ存在したが、1988年度に事実上復活し、現在まで続いている。

キーワード：大学入試, 自己採点, 出願, 日中比較

1. はじめに

大学入試センター (2019) によると、日本の文部科学省は、2019年末に2021年度入試の大学入学共通テスト (以後、「新共通テスト」と略記する) において導入が計画されていた国語と数学の記述式問題の導入を見送ると発表した。採点者による採点のブレや自己採点との不一致などが指摘され、受験生から不安の声が上がっていたからである。その背景には日本では、1987(昭和62)年度入試を除き、共通第1次学力試験 (以後、「共通1次」と略記する) や大学入試センター試験 (以後、「センター試験」と略記する) を受験した上で大学に志願した者のほとんどが、自己採点を行ったうえで出願先を最終決定してきたことにある (倉元・宮本・長濱, 2019)。そのため、自己採点は出願プロセスの一部として高校生の大学への進学選択に影響を与えている。

日本の共通試験が全てマーク式であるのに対して、中国の大学入試一般選抜「普通高等学校招生全国统一考試 (高考, 全国統一大学入学試験。以下、「高考」と表記する。)」はマーク式だけではなく、記述式の設問も必ず課せられる。現在、受験生は高考の試験成績が通知された後に出願先を決め、出願した大学から、その成績によって決定される合格判定結果を知らさせる、というプロセスになっている。

しかし、中国でも受験生が自己採点をもとに出願する時期が存在した。ここでは、日中両国の大学入試一般選抜における自己採点制度が導入された経緯、また、それが廃止となった背景を資料に基づいて明らかにする。

2. 中国における大学入試一般選抜の出願プロセス

2.1. 中国の大学入試一般選抜制度

中国の高考は毎年6月7日から9日の3日間にわたって実施される。各省で同じ試験期日で行われる大学入試は試験内容、成績公表日、出願期日などがそれぞれ異なっている。その中、試験内容は各省によって異なっているが、どの科目もマーク式と記述式問題が課される。

中国の大学はほとんど国公立である。「一本」、「二本」、「三本」という名称のランク付けがなされており、出願時にはそれぞれのランクの中から学校を選ぶ仕組みとなる。毎年、各省はその年度の大学入試の実施について、試験時期、出願のプロセス、出願期日、成績公表日など

を定めて発表する。また、各大学各学部ごとに、それぞれの省に対する募集人員の割り当てがある。それは大学自身の教育水準、設備の条件とその省の受験生の人数、受験生の水準などの要素を合わせて決まったもので、教育部 (中国教育省) の承認が必要とされる。

2.2. 出願方式の分類

(1) 出願時期の三つのタイプ

中国の高考を用いた大学出願はその時期によって、以下の三つのタイプに分けられる。

- a. 高考の受験前に出願 (タイプA)
- b. 高考の受験後、自己採点をもとに出願 (タイプB)
- c. 高考の成績通知後に出願 (タイプC)

この三つのタイプを図1に示す。

丁 (2011) はこの三つのタイプの特徴について以下のように述べて評価している。

「タイプA」の場合、受験生は高校での模試の成績と自分の志望を合わせて進学先を選んで出願する。このような出願方式では、受験生が普段の成績に基づいて選ぶので、出願先が特定の大学に集中せず、各レベルの大学に散らばる。しかし、偶然に本番で高い点数をとった受験生は相対的にレベルの低い大学に進学することになり、低い点数をとった受験生は不合格になるという問題が出てくる。

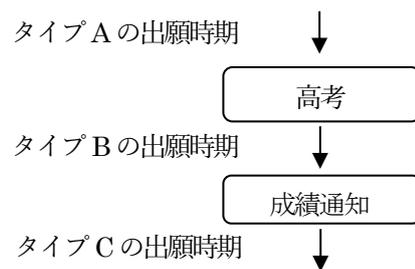


図1 出願時期の三つのタイプ

「タイプB」は試験の後に公表された模範解答と照らし合わせて行う自己採点を基に出願するので、本番で異常に高い得点や低い得点を取ったことによって、進学先が成績と合わない、あるいは、不合格になってしまうという問題に対応できる。しかし、受験生が出願するとき、全体的な得点状況が分からないため、出願に際して一定のリスクもある。

「タイプC」は受験生自分の成績や各ランクの大学のボーダーラインなどの情報がわかった後、自分の志望に合わせて出願できる。そのメリットは、受験生が自分の得点の全体的位置づけを理解した上で出願するので、成績に最も適合するレベルの志望校を選ぶことができることにある。ただし、この出願方式は、他の学生の出願情報までは分からないため、特定の大学で局所的に競争倍率が高くなる可能性がある。また、学生が成績を重視し、「損をしない」という考え方で自分の成績と一番合うレベルの大学を選ぶといふことになり、不本意入学につながる可能性があるという。

中国の各省における出願時期の改革の時点について調べた。そのうちの五つの省について図2に示す。

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
北京	A				C					
広東	C									
上海	A						C			
遼寧	B			C						
山西	B	C								

図2 2011-2020年の中国における出願時期のタイプ

この図から、2011-2020年の間では中国の各省における出願時期のタイプに三種類が混在していた時期があったが、最終的には成績公表後（タイプC）に統一されていたことが分かる。

(2) 出願順位の三つのタイプ

中国においては、出願時期に上記の違いがあるほか、出願する際の志望順位の有無によって、さらに出願方式が三つに分類される。

- d. 順序志願
- e. 平行志願
- f. 非完全平行志願

「順序志願」は受験生の志望を優先する方式である。受験生が出願するとき、いくつかの志望校を順序づけて並べる。そして、一つの大学を第一志望校として出願する受験生を成績順に並べ、募集人員範囲内の順位の受験生が合格する。もし、合格した第一志望者全員の数が大学の募集人員より少ない場合には、その大学を第二志望とする志望者を成績順に並べ、合格者を決定していく。例えば、受験生AとBが存在して、Aの得点がBより高いものとする。そして、AはX大学を第一志望校、BはY大

学を第一志望校として出願する、とする。もし、AがX大学の第一志望者の中で、募集人員以内の順位に位置すれば、X大学に合格する。しかし、Aが第一志望校X大学に不合格になり、さらに、第二志望校Y大学が募集人員を充足しているならば、合格者の最低得点より上の得点を取っていたAであってもY大学には不合格となる。一方、Bは、Y大学の第一志望者の中で募集人員以内の順位に位置してY大学に合格する、とする。その結果、Aより成績の低いBがY大学を第一志望校としたため、相対的にレベルの高いY大学に進学することが可能になるのに対して、AはBよりレベルの低い大学に進学することになる。

平行志願は、志望順位を設定せず、いくつかの志望校を並べて出願する。そして、受験生全員を成績順に並べ、得点の上位者から出願先を決めていく。一人の受験生に対して、平行志願の最初に並べた大学の定員数が充足した場合、平行志願に並べた次の志望校に移動し、志望校範囲内の合格する大学が決まるまでこのような作業が続く。例えば、受験生CとDがいて、Cの得点が高いとする。CもDもX、Y大学に出願したとする。得点が高いCの合格は優先される。X大学の募集人員が充足されたら、Y大学に移動して、募集人員内の順位であれば、Y大学に合格する。Cが合格する大学が決まったら、得点の低いDが合格する大学を決めていく。

非完全平行志願は順序志願と平行志願の混合であり、第一志望校は順序志願として申告するものの、第二志望からは平行志願となる。受験生は各選抜グループで第一志望校を一つ、平行志願校をいくつか選んで出願する。

各省の大学入試は、出願時期と出願順位のそれぞれ一つを採用して組み合わせたものである。李・甘・楊 (2010) によると、2008年において中国の各省で採用された出願時期と出願方式の組み合わせは表1の通りであった。

表1 2008年の各省出願時期と出願順位の組み合わせ

出願時期 出願順位	受験前	自己採点 後	成績通知後
順序志願		天津, 山西, 黒龍江	福建, 江西, 内蒙古, 宁夏, 广东, 广西, 西藏, 海南, 河北, 云南, 青海
平行志願	北京	河南, 新疆, 陝西	重庆, 山东, 湖北, 四川, 吉林, 甘肃
非完全 平行志願	上海	辽宁	浙江, 安徽, 湖南, 江苏

(李・甘・楊 [2010] の表1により転載)

丁 (2011) によると、順序志願は受験生の志望を一番に重要な要素にして合格者を決定するため、最大限に受験生の志望を満足させるが、第一志望校に落ちた一部の受験生にとっては、かなり高い得点を取っていたとしても、第二志望、第三志望といった大学に合格することができず、かなり不本意な結果となる。平行志願は受験生の志望よりも得点を重視するので「大学入試の得点を絶対的なものにするすることで、多面的な評価や選抜に資するものではない」、また、大学の立場から見ると「平行志願は進学者の多様化を妨害し、特色のある大学づくりにも不利である」と言われる。

(3) 自己採点を利用した出願方式の導入と廃止の経緯

中国における大学入試一般選抜の出願制度は出願時期と志望順位の有無において改革が行われている。基本的に順序志願から平行志願へと転換し、出願時期についても「タイプA」から「タイプB」を経由して、現在では「タイプC」に出願する方式となった。

中国では、「录取匹配質量」という言葉が存在する。それは、受験生の成績と進学先の大学のレベルとの適合度を意味する。異なる出願方式の下で、高考の得点を基に受験生を適正配置する程度についての研究がある。康・哈 (2016) は2005年から2011年の間、中国の各省の出願方式改革について分析した結果、「タイプA」から「タイプB」への転換を経て、さらに「タイプC」の出願時期へ転換した改革は、各大学の入学者の得点の幅が著しく狭まり、成績をもとに受験生の適正配置の程度を上げるのに効果があったという。

さらに、康・哈は高考の出願方式を改革する原因の一つとみなされるミスマッチの問題についても論述している。高考で高い得点を得た際に、進学する大学のレベルとのミスマッチが起こる現象には以下の二つの要因が存在する。一つは、タイプAの出願方式である。タイプAでは普段の成績が良い学生がレベルの高い大学を目指して失敗するリスクが高くなる。もう一つは順序志願の仕組みである。順序志願の場合、第一志望の受験生から優先的に合格となるので、第一志望校に不合格となった場合には、募集人員割れの大学にしか合格の機会が得られない。出願時期については、過渡期にタイプBが出現したが、自己採点の結果が不正確な場合もあり、実際の得点からかけ離れる場合もあると言われる。各省で行われた出願時期と出願順位の改革の措置やプロセスは一様ではないが、結果的に「平行志願」と「タイプC」に定着してきたのはこれらの問題を解決するためと考えられる

(康・哈, 2016)。

なお、高考には記述式問題が含まれることが、自己採点の精度を低くし、出願行動にも影響を及ぼしてきたと考えられる。白 (2009) は自己採点に影響する二つの要因について論じている。一つは、各科目の特徴という客観的要素である。数学、物理、化学などの科目は客観式の問題が多くて自己採点しやすいが、国語、政治、歴史などの科目は記述式の問題が多く、自己採点することは難しい。もう一つは、受験生個人の心理的要素である。自分に対する過小評価や過大評価は予測得点に影響する可能性があるという。また、高考後は試験問題の持ち帰りは禁止されている。そのため、受験生は自分の解答を記憶しなければならない。これらの要因が存在し、受験生が高考後に自己採点することは難しい。

大学は高考の得点を基に合否判定をするため、得点が大学合格のための絶対的な条件である。しかし、出願先が不適切であれば、「高い得点で低いレベルの大学に落ちる」状況になる可能性がある。そのため、適切に成績に応じた出願先を決めることが、大学入試における勝負の決め手であるとされる(王・刘, 2018)。このような状況のため、自己採点を利用した出願方式は最終的に廃止に至ったと考えられる。

遼寧省は、2014年からタイプCの方式を採用しているが、その理由を公開している。「辽宁招生考试之窗」(2014) (遼寧省の教育入試のHP) によれば、出願方法の政策変更の理由について、「調査分析を通じて、平行志願の下では、自己採点後と成績通知後の出願という二つの方式の合格率及び受験生の志望満足度は差があまりなく、自己採点の有無は実質的な影響はないということを確認した」と述べた。また、出願時期を成績公表後にする利点について、「成績を知らせた後での出願にすることによって、受験生が成績を推測すること、また自己採点の確かさについての不安はなくなる」「受験生は試験中に自分の解答内容を記憶する必要はなく、受験生と高校側の自己採点へのストレスを減らす」と説明している。

このように、受験生が高考の得点に応じて出願先を決め、高い得点を取ったにもかかわらず低いレベルの大学に入学したり浪人したりするリスクを軽減するために、中国では一連の改革が行われたと考えられる。

3. 日本における大学入試一般選抜の出願プロセス

3.1. 共通1次と「自己採点制度」

日本の大学入試一般選抜においては、現在には公式には「自己採点制度（「自己採点方式」という表現も使用されている。以下、「自己採点制度」と表記する。）」は存在しない。しかし、共通1次時代にできた「自己採点を行った上で2次試験に出願する」というプロセスは今でも続いている。日本の大学入試における「自己採点制度」は共通1次の改革と深く関連している。

平野（1985）によれば、「自己採点方式」¹⁾は共通1次の構想が公表された後、1976年に導入が決まったという。国立大学協会（1986）はこの「自己採点制度」について、「国立大学への受験機会がただ一回となったことに対するいわば保証措置として高等学校側からの要望もあり実施されてきたもの」と説明した。

時期	出願プロセス	背景
1979年 ～1986 年	共通1次 → 出願 ↑ 自己採点制度	・旧I・II期 校制度の廃止 ・入試期日の 一元化
1987年	出願 → 共通1次 ↑ 自己採点制度の廃止	・受験機会の 複数化 ・A日程・B日 程の導入
1988年 ～	共通1次 → 出願 ↑ 自己採点活動 ²⁾	

図3 出願プロセスにおける自己採点の改革

図3で示したように、1979年から1986年までの8回の共通1次は、「自己採点制度」が存在し、受験生が共通1次の後で自己採点をもとに出願するプロセスであった。

しかし、国立大学協会（1987）によれば、「自己採点制度」が実施された後、偏差値による大学志望決定の傾向を定着させるという弊害を生み、そのことはさらに国立大学の一次的な序列化の原因となると批判された。共通1次導入からの8年間で、「輪切り現象」「大学の序列化」「偏差値重視」などの問題点が社会問題化したために、国立大学協会は1987年度から受験機会の複数化を実施し、国立大学の入試時期を二回に分けることとした。また、「自己採点制度」は1987年度で廃止され、さらに各大学の第2次試験への出願期間を共通1次の前に置くことにした、という。

しかし、国立大学協会（1987）によると、「自己採点制度」の廃止により、受験生にとっては不安を持つものが

多く、また、高校での進学指導に困難を生じ、受験産業の情報への依存を高めたという問題が指摘されたと言われ、国大協で「自己採点制度」は1988年度も復活しないことを結論としたが、第2次試験への出願期間は共通1次実施後とすることとなった、という。

3.2. 自己採点活動と大学入試

日本の大学入試一般選抜における「自己採点制度」は8年しか存在しなかったが、事実上、共通1次からセンター試験、さらに新共通テストを通じて、受験生が自らの成績を自己採点する「自己採点活動」は存在し、統一テストを利用する受験生が大学の個別試験への出願プロセスに重要な役割を果たしている。「自己採点制度」が存在していた時期には、批判的に評価されることが多かった。一方、廃止後も事実上復活して続いてきた「自己採点活動」について、現在、積極的に評価する研究もある。例えば、内田（2018）はセンター試験における大学合格率の停滞現象の原因を検討し、受験生の自己採点の結果の利用は受験者を分散配置する社会的なフィルタとして機能している可能性があるとした。

4. 中日大学入試一般選抜における出願プロセスの比較

中国の大学入試一般選抜における出願方式の改革理念は、成績を重視して、成績に基づく受験生の適正配置を大学の大学入試の公平性と考へ、それを保証していく、という考え方になる。中国では、成績の良い学生が学力水準の高い大学に行くことは納得できる、という社会的なコンセンサスが存在する。そのような考え方が出てくる背景を考えると、中国の大学入試制度における選抜方法の一元性と関係が深いと思われる。石井（2018）によると、中国では「ほとんどの学生が一般選抜で入学」することになるという。それゆえ、受験生には高考を受験して大学に進学する以外の道はない。「一発勝負」の機会としての高考は決定的に重要なのである。

刈（2002）は中国の教育政策の公平性を検討する時、非義務教育の段階では、機会の均等、能力本位、評価基準が同じなどという教育公平を保証すべきだと論述した。中国の大学入試一般選抜においては、「大学入試の時点での成績」という判断基準で学生を評価するため、受験生の能力は高考の結果として反映されることが期待されている。すなわち、「得点の前に全ての人が平等である」という考えが普遍的であり、そのため、得点の高い順から合格者を決めていくことが公平かつ効率の高い選抜方

式だと考えられている。

中国教育部のデータによると、2020年の高考に出願した受験生は約1,071万人である。現在の中国の高考では、出願から合格者決定までの時間が短いため、高考得点だけで合否判定を下すことを避けることが現実的にはできない(張, 2019)。このような状況のため、中国の大学入試一般選抜で、成績を評価指標にすることがある程度効率的な選抜制度と考えられているのではないだろうか。

一方、日本では、国立大学協会(1987)で見られるように、「自己採点制度」は、大学進学において「学びたい大学」というよりは「入れる大学」を選ぶという偏差値による大学志望決定の傾向を定着させる、と理解されてきた。当時、日本では、合格可能性の要因を度外視してでも、偏差値による大学志望決定を避けるべきとされていた。その後、日本の高校では進路学習が浸透し、進学指導を担当する教員が大学に関する情報を学生に提供することが普通となった。また、日本の大学入試一般選抜における出願プロセスにおいては、受験産業が受験生に自己採点した後の偏差値が全国の受験生にどのような位置であるかなどといった出願に必要な情報を提供する役割を果たしている。それに対して、自己採点制度を採用する場合でも、中国には受験生が全体における自分の成績の位置を知るための情報を提供する受験産業が存在しない。両国で考え方が異なる背景には、このような側面も影響しているのではないだろうか。

注釈

- 1) 平野(1985)の論文では、「自己採点方式」と表記されているため、本文ではそのまま引用する。
- 2) 本稿では、1987年「自己採点制度」が廃止された後、日本の大学入試統一テストを利用する受験生が共通試験を受けた後大学個別試験に出願する前の自己採点という行為を「自己採点活動」と呼ぶこととする。

謝辞

本論文を添削指導して下さった指導教員の倉元直樹教授に感謝します。本研究はJSPS 科研費 JP20K20421 の助成を受けた研究成果の一部である。

文献

白艳艳(2009). 我国高考志愿填报方式研究. 南开大学

硕士学位论文.

大学入試センター(2019). 大学入学共通テストの記述式問題の導入見送りについて.

<https://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00038023.pdf&n=大学入学共通テストの記述式問題の導入見送りについて.pdf> (2020/10/16 アクセス).

丁秀涛(2011). 对高考志愿填报方式的比较研究. 考试研究, 4, 25-30.

平野光昭(1985). 自己採点方式の確率論的考察. 山梨医大紀要, 2, 50-56.

石井光夫(2018). 中国の大学入試個別選抜改革——調査書活用や推薦・AO入試の試み——東北大学高度教養教育, 学生支援機構(編)『個別大学の入試改革』, 227-246, 東北大学出版会.

康乐・哈巍(2016). 高考志愿填报改革对录取匹配质量的影响. 北京大学教育评论, 14, 105-125.

国立大学協会(1986). 共通第1次学力試験のあり方をめぐって.

国立大学協会(1987). 国立大学入試改善特別委員会報告.

倉元直樹, 宮本友弘, 長濱裕幸(2019). 高大接続改革への対応に関する高校側の意見—東北大学のAO入試を事例として—. 日本テスト学会誌, 15, 99-119.

李凤, 甘犁, 杨小玲(2010). 高考志愿填报时间和录取机制研究. 教育研究, 10, 53-59

刘复兴(2002). 我国教育政策的公平性与公平机制. 教育研究, 1, 45-50

辽宁招生考试之窗(2014). 2014年我省高考实行知分填报志愿.

http://www.lnzsks.com/newsinfo/IMS_20140321_29754.htm(2020/9/10 アクセス).

王世斌・刘旭东(2018). 我国高考志愿填报机制的演变与优化. 江苏高教, 5, 60-63.

张会杰(2019). 考试招生“唯分数”的两难困境: 观念及制度性的根源. 中国考试, 1, 10-14+39.

中华人民共和国教育部(2008). 教育部2008年工作要点.

http://www.moe.gov.cn/srcsite/A02/s7049/200802/t20080217_180457.html(2020/11/10 アクセス).

中华人民共和国教育部(2020). 最高标准 最严举措 全力以赴做好2020年高考工作.

http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/gzdt_gzdt/s5987/202007/t20200702_469848.html(2020/11/10 アクセス).

(2000年00月00日受付, 2000年00月00日採扱)